

平成30年12月21日
海事局内航課

商法改正等への対応のため、国内海上運送に係る約款を見直します

～第1回「標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会」の開催について～

国土交通省は、商法改正に伴う標準運送約款と標準内航運送約款の見直しを図るため、有識者、海運事業者、荷主事業者等から成る標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会の第1回目を12月27日に開催します。

国土交通省では、海上運送法第9条に基づく標準運送約款、内航海運業法第8条に基づく標準内航運送約款を定めており、これらの約款は、国内海上運送・内航海運において広く活用されています。

平成30年5月公布の「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」により、運送・海商分野について、社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整及び海商法制に関する世界的な動向への対応が図られ、荷主と運送人の責任分担等が変更されました。こうした商法改正に対応するほか、時代に応じた変化に対応するため、標準運送約款と標準内航運送約款について、それぞれ見直しの検討を行う必要があります。

このため、有識者、海運事業者、荷主企業等の代表者で構成される「標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する検討会」の第1回会合を、以下のとおり開催いたします。

1. 日 時：平成30年12月27日（木）13:00～15:00
2. 場 所：2号館低層棟共用会議室2A
東京都千代田区霞が関2-1-3
3. 主な議題：1. 商法改正事項を踏まえた標準運送約款等の見直しの検討
2. その他時代に応じた変化への対応に係る検討
4. 構 成 員：別紙名簿のとおり
5. そ の 他
 - ・ 会議については傍聴不可、カメラ撮りは冒頭のみとします。
 - ・ カメラ撮りを希望される方は、別紙様式に必要事項を記入の上、12月26日（水）正午までにFAXでお申し込み下さい。当日は、12:50までに会場入口にお集まり下さい。

【問い合わせ先】



海事局 内航課

塩野、小泉（内線：43-465、43-473）

TEL：03-5253-8111（直通）03-5253-8627

FAX：03-5253-1643